

宇陀市電気自動車充電設備等導入事業
－公募型プロポーザル仕様書－

1. 事業の名称

宇陀市電気自動車充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

宇陀市（以下「市」という。）は、公共施設などへ電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備を導入することで、EVの利用環境の整備を図る。

3. EV充電設備を設置する施設

EV充電設備等を設置する施設は、市と事業者との協議により決定するものとする。

4. 充電器の種類

普通充電器（6kWを想定）及び急速充電器（100kW以上を想定）

5. 事業の内容

本事業は、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）の整備について、市が所有する施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。またEV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る費用は、原則事業者の負担とする。

(1) 市は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、宇陀市財産規則（平成18年1月1日宇陀市規則第45号）第16条の規定に基づき使用を許可するものとする。なお、EV充電設備等を設置する用地の使用料については、最優秀提案者と協議の上決定する。

(2) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を提案するものとする。充電設備が設置可能な施設と充電設備も併せて提案すること。

(3) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。

(4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。

(5) 利用料金の支払いは利便性の高い決済システムとなっているか。（クレジットカードやQRコード決済またはそれらと連携した自社アプリでの決済が可能で

あること。)

(6) 設置施設の電気を使用する場合は、設備の利用状況や使用電力をWEBで管理できるシステムとなっているか。

(7) 故障やトラブルへの対応は365日対応可能か。また、早急に対応できる体制になっているか。

(8) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、市がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

(9) 本事業の実施における施工事業者は、宇陀市に事業所をもつ事業者を利用すること。

6. 本事業の実施期間

(1) 利用開始時期

EV充電設備等の利用を開始する時期は、市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して、8年以上の複数年とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

7. 本事業の実施に伴う条件等

(1) EV充電設備等の設計・整備・運用管理、保守メンテナンス等、EV充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(2) EV充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) EV充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方法を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

- (4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (5) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定及び契約に定める義務を履行しない場合には、協定及び契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うこと。
- (6) 事業者は、E V充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故の連絡を受けた場合についても同様である。
- (7) 事業者は、施設の建物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき理由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (8) 事業者は、本事業を継続出来なくなった場合は、宇陀市が適切と認めた新たな事業者権利及び義務を継承させることが出来る。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) E V充電設備等の整備にあたっては、別に市と契約を締結するものとする。